

江戸川区立幼小中学校学用品費無償化に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、江戸川区立の幼稚園、小学校又は中学校（以下「区立園・学校」という。）に在籍する園児、児童又は生徒（以下「園児及び児童生徒」という。）に対し、在籍園又は在籍校の教育活動に要する補助教材等を給付することにより、保護者の負担軽減を図り、もって子育て支援及び教育の充実に資することを目的とする。

（対象者）

第二条 補助教材等の給付の対象者は、園児及び児童生徒とする。

2 前項の規定にかかわらず、直前の在籍校の休暇を理由とした一時的な編入その他の事情により、区立園・学校での在籍が短期間に限られることがあらかじめ明らかである者は、給付の対象者としない。

（対象教材）

第三条 次の各号のいずれかに該当する補助教材等（以下「対象教材」という。）を給付対象とする。

一 区立園・学校が選定した教材等又は園長若しくは学校長が江戸川区教育委員会に届出をし、継続使用する教材等

二 前号に準ずる教材等として江戸川区教育委員会が認めるもの

（給付方法）

第四条 園児及び児童生徒の在籍園又は在籍校の園長又は学校長に対し、対象教材の購入のために必要な費用（以下「補助金」という。）を交付することにより、当該園児及び児童生徒に対象教材の現物を給付する。

（補助金の額）

第五条 補助金の額は、園児及び児童生徒が事業年度の一年間に使用する対象教材の購入に必要な額とし、江戸川区教育委員会規則で定める額を上限とする。

第六条 この条例の施行について必要な事項は、江戸川区教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（説明）

区立の幼稚園及び義務教育諸学校に在籍する児童及び生徒の学用品費の保護者負担を軽減し、子育て支援及び教育の充実を図る必要があるので、本案を提出いたします。